

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」 に基づく認識等の公表を行っています。

●条例の目的

特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせることにつながりかねないものです。

平成28年7月1日より全面施行したこの条例は、大阪市として「ヘイトスピーチは許さない」という姿勢を明確にするとともに、ヘイトスピーチに対処するための措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護し、ヘイトスピーチの抑止を図ることを目的としています。

●条例の内容

ヘイトスピーチの定義を示すとともに、憲法で保障された表現の自由等にも十分に配慮し、現行の法制度のもとで市としてとり得る措置等を定めています。

具体的には、市民からの申出等に基づき、対象となった表現活動がヘイトスピーチに該当すると判断される場合には、拡散防止措置として、事案の内容に応じ、掲示物の撤去やインターネット上の動画の削除の要請などを行うとともに、認識等の公表として、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称などの公表を行うこととしています。

●条例に基づく措置や公表

全面施行から1年間で、大阪市内で行われた街宣やデモ活動を記録した動画をインターネット動画サイトに掲載していたもの4件について、ヘイトスピーチに該当すると認定し、拡散防止措置及び認識等の公表を行いました。また、掲載されていた動画は全て削除されています。

本市としては、今後とも、人権を尊重し、誰もが互いの文化を認め合い、
自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現をめざしてまいります。

詳しくは、大阪市ホームページの『ヘイトスピーチ』のページをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339042.html>

問合 大阪市市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 (06-6208-7612)

※ヘイトスピーチを受けたと思われる場合の申出の方法等については、上記までお問合せください。



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな



おおさか歴史探訪 116

大阪の史跡や歴史資料を毎号連続でご紹介します。

本庄産院跡 — 大阪市初の産婦人科専門施設 —

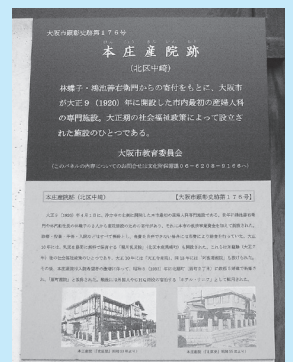
戦前・戦後に活躍した女性実業家を主人公としたテレビドラマの多い昨今ですが、大正10(1921)年に設立された大阪外国語大学(現大阪大学外国語学部)の創立に貢献した林汽船社長 林蝶子のことも忘れてはなりません。

その林蝶子の関わった社会事業の一つに、本庄産院の設立があります。これは大正9(1920)年4月に開院した大阪市最初の産婦人科専門施設です。この施設は林蝶子と11代鴻池善右衛門からの寄付に、本市の救済事業資金を加えて設立されましたが、この施設の優れたところは、診察・投薬・手術・入院がすべて無料であり、食費を自弁できない場合には、市費により給食さえも行っていたことです。当初、現在の北区中崎2丁目にあつて木造2階建150坪の規模の施設でしたが、入院希望者の激増により、昭和10(1935)年には北区扇町2丁目に移転し、建物も鉄筋コンクリート造5階建になりました。また名称も扇町産院に改められましたが、年収800円以下の家庭は入院費用無料のままでした。

戦後、昭和21(1946)年4月から、扇町市民病院に改組され、婦人科に加え内科・小児科の病院となりましたが、昭和23(1948)年、建物は貿易庁に突然接収されて、外国実業団やGHQ将校の宿舎とされ、「ホテル・ナニワ」と呼ばれました。その後、この建物は昭和31(1956)年に関西国際学友会館としてアジア諸国の留学生の宿泊施設となりましたが、昭和62(1987)年に学友会が天王寺区上本町へ移転、その後、建物も解体されました。

本庄産院は、林蝶子の女性ならではの視点から、妊産婦保護のための無料施設として全国にさがかけて生まれたものといえるでしょう。

(大阪市教育委員会 文化財保護課)



北区中崎2丁目の浄方寺北側にある顕彰パネル